

東京さくら会計事務所通信

-Let's begin together-



第34号

税理士法人東京さくら会計事務所のシンボルマークです。
「宇宙」をイメージしております。



中野サンプラザ総会にて

目次

◇新年のご挨拶			2P
◇各事務所紹介	総代表	横尾 和儀	3P
	銀座事務所所長	松本 康之	
	新宿事務所所長	藤原 知実	
	武蔵野事務所所長	両角 直樹	
	小金井事務所所長	谷合 譲太	
	昭島事務所所長	岩戸 三和	
	さいたま事務所所長	村山 泉	
	熊谷事務所所長	橋本 直樹	
	足利事務所所長	氏家 健二	
	佐久事務所所長	井出 俊一	
◇税務特集			4 ~ 5P
◇中期経営計画策定セミナー			6P
◇各事務所からの一言メッセージ			7P
◇事務所だよりコーナー／編集後記			8P



新年のご挨拶



総代表 横尾 和儀

新年明けましておめでとうございます。

関与先の皆様方におかれましては、御健勝にて新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。又、日頃より格別のお引き立てを賜り、心より厚くお礼申し上げます。

令和として初めての新年を迎え、一つ時代が変化したように感じております。昨年からの処理の複雑な軽減税率導入とともに消費税率が引き上げられました。平成元年から始まった消費税制度も30年余りの時を経て定着してきたのでしょうか。景気への影響も懸念されましたが、何度も延期されてきた税率の引き上げだった事もあり、それ程の混乱もなかった気がします。しかし、事業者にとっての消費税改正の正念場は3年後に迫ったインボイス制度導入の時かもしれません。

さて、今年の話題は何といても夏に開催される56年ぶりの東京オリンピックでしょうか。56年前の東京オリンピックの記憶を持たない人が増える中、新潟出身の私は当時小学5年生でその年にあった新潟地震、新潟国体の記憶が蘇ります。そしてオリンピック景気もオリンピックが終わると急激に冷え込みました。今回もそのような事があるのではと心配しています。

ところで、会計事務所では税務会計を中心としたお手伝いが主流ですから、売上を伸ばす方法などは余り聞かれません。そこで以前セミナーで聞いたマーケティング手法（販売戦略）の中で3つ程御紹介したいと思います。

【1】 パルテノン戦略

売上を上げるには3つの要素を検討する必要があります。その関係を表した式が売上＝顧客数×平均単価×販売頻度です。どのようなビジネスでも業績を成長させる要素はこの3つしかありません。これらの要素を10%ずつ上げる事により、売上は33%伸びます。顧客数を増やし、販売単価と来店頻度を上げていくのは大変です。

ギリシャにあるパルテノン神殿は何本もの柱で支

えられています。1本2本では崩れてしまいます。販売戦略も同じです。3つの要素を伸ばしていく為にいくつの戦略（柱）を立てられるかが重要です。例えば紹介システムであれば、如何にそのシステムを増やせるか。イベント開催、広告宣伝、顧客のニーズの掘り起しなど、戦略という柱をいくつ建てられるかによって、3つの要素を伸ばしていけるかが決まってくるのです。

【2】 リスクリバーサル

いわゆる通販でよく使われている返金保証制度の事です。顧客は物を買う時、失敗したくないという心理が働きます。買った後で、家族から責められたり、後悔したくないのです。但し、一定の返金保証があるならば、もし失敗しても解約できるという安心感から商品購入へと繋がっていくのです。これは良い物が売られていくきっかけとなります。

【3】 卓越の戦略

人間は常に導かれたいと思っています。行動する時不安に駆られます。正しい事なのか間違っている事なのかと。又、物を購入する時も同じです。例えば車を買おうと思った時、販売員の言う事を信じて良いのか疑問や質問した時の返答は正しいのか。そうした時はなかなか購入の決断はできません。ところがその販売員が真実を誠実に語り、顧客の知らない得する情報を伝え、ベストを教え、物の見方を支援し、リーダーとなる事ができれば、顧客は何でも販売員に相談し、販売員の同意がないと不安で物が買えなくなります。これが卓越の戦略です。その為には常に商品に関する知識や情報の収集に努めていく必要があります。

これらの事で売上向上のお役に少しでも役立つ事ができたらと願っています。

今年も職員一同研鑽に励んで参りますのでよろしくお願ひ申し上げます。

この新しい年が、皆様にとりまして、益々の御繁栄と御健勝の年でありますように、心からお祈り申し上げます。新年の御挨拶といたします。

各事務所紹介

銀座事務所



所長 松本 康之
〒104-0061
東京都中央区銀座1-19-14
ホームスト木箱ビル
TEL: 03-3561-7501
〔無料相談日〕
毎月第1・3金曜日
受付10:00～15:00

新宿事務所



所長 藤原 知実
〒160-0004
東京都新宿区四谷2-10-1
太郎ビル
TEL: 03-5919-1725
〔無料相談日〕
毎月第1・3水曜日
受付10:00～15:00

武蔵野事務所



所長 両角 直樹
〒180-0006
東京都武蔵野市中町1-20-8
大樹生命ビル
TEL: 0422-50-1300
〔無料相談日〕
毎週水曜日
受付10:00～15:00

小金井事務所



所長 谷合 譲太
〒184-0003
東京都小金井市緑町5-5-4
TEL: 042-385-6630
〔無料相談日〕
毎月第1・3水曜日
受付10:00～15:00

昭島事務所



所長 岩戸 三和
〒196-0024
東京都昭島市宮沢町471
TEL: 042-541-3906
〔無料相談日〕
毎月第1・3木曜日
受付10:00～15:00

さいたま事務所



所長 村山 泉
〒338-0001
埼玉県さいたま市中央区上落合
6-5-10
TEL: 048-853-7900
〔無料相談日〕
毎月第3月曜日
受付10:00～12:00

熊谷事務所



所長 橋本 直樹
〒360-0031
埼玉県熊谷市末広3-12-10
T.Sビル
TEL: 048-528-6630
〔無料相談日〕
毎月第1・3火曜日
受付10:00～15:00

足利事務所



所長 氏家 健二
〒326-0024
栃木県足利市若草町3-13
TEL: 0284-44-0535
〔無料相談日〕
毎月第1・3金曜日
受付10:00～15:00

佐久事務所



所長 井出 俊一
〒384-1301
長野県南佐久郡南牧村
海尻2306-1
TEL: 0267-96-2403





事業承継税制

★同族会社の株式にも相続税がガッツリ課税されます

亡くなられた方から相続・遺贈により遺産を取得したときに当該遺産の評価額が一定限度額（基礎控除＝3,000万円＋600万円×法定相続人の数）を超える場合には、当該超える金額に対して相続税が課されます。相続税が課税される遺産とは現金や預貯金、土地、家屋、株式（上場・非上場とも）、国債、地方債、社債、自動車、書画骨董、貴金属、ゴルフ会員権、貸付金などほとんどの財産が対象となります。相続税が非課税とされる財産は墓地や仏壇、相続人の受け取る生命保険金等や退職手当金等のうち一定限度額（それぞれ500万円×法定相続人の数）までの部分など限定列挙された極々一部の財産のみとなります。もちろんあなたが経営する同族会社の株式にも相続税がガッツリ課税されます。換金手段が実質的に全く無いにも関わらず、そうなのです。

★同族会社の株式の評価は意外にも高いことが多い

また業績が良く黒字が蓄積されている会社（貸借対照表の純資産の部の金額が多額になっている）や大昔（現在とは貨幣価値が異なる時代）に取得し含み益を抱えている土地を所有している会社などの株価は実際に計算してみるとビックリするほど高い評価額となることも珍しくはありません。

★どうやって納税するのか？

同族会社株式は実際にはほぼ換金できません。それに対して多額の相続税額が発生してしまった場合、他の財産で納税するしかありません。相続した預貯金で払えなければ相続人がもともと所有していた預貯金を取り崩して納税に充当するのか？ 相続したあるいは相続人がもともと所有していた不動産を売却してその売却代金を納税に充当するのか？ 借金して納税するのか？ 延納（年賦による分割納税）で納税するのか？ いずれにしても当該同族会社を安定的に承継・経営してゆくためには、そのような対応を行うしかなかったのです。

★事業承継税制が誕生

このような状況を踏まえ、政府は中小企業における円滑な事業承継を促すことを目的として平成20年10月1日に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」を施行し、非上場会社株式等の納税猶予制度いわゆる事業承継税制を導入したのです。後継者が同族会社株式を贈与又は相続により取得し、しっかりと会社経営を行ってゆくのであれば、贈与税又は相続税のうち当該同族会社株式に係る部分についてはその納税を猶予し、さらにその後継者の後継者に当該同族会社の株式を贈与又は相続により取得させバトンタッチした場合には、当該納税猶予されていた贈与税又は相続税は免除されることとなったのです。

★使えない・・・

しかし華々しく鳴り物入りで導入された事業承継税制ですが、残念ながらほとんど利用されることはありませんでした。

- ・（当たり前ですが）社会保険に加入していなければいけない
- ・雇用を8割以上維持し続けなければいけない
- ・対象の同族会社株式を1株でも手放したらダメ
- ・後継者は代表者であり続けなければならない

などなど、それはそれは厳しい制約が課されていたからです。これでは適用することに二の足を踏むのもやむを得なかったのです。

★特例措置が登場

せっかくの事業承継税制も利用する人（会社）がないのでは意味がありません。そこで政府は平成30年の税制改正において時限立法で「特例措置」を導入したのです。

- ・後継者や承継時までの経営見通しなどを記載した「特例承継計画」を策定し、
- ・認定経営革新等支援機関（東京さくら会計事務所が該当します）の所見を記載し
- ・平成30年4月1日から令和5年3月31日までの間に都道府県知事に提出し
- ・その確認を受けた場合において

その後一定期間（令和9年12月31日まで）の贈与又は相続において当該同族会社株式を後継者が取得したときに

- ・会社、後継者、先代が要件を満たしていることにつき
- ・都道府県知事より「円滑化法の認定」を受けた場合には

一定要件のもと当該同族会社株式に対する贈与税又は相続税の納税が猶予され、さらに一定要件を満たした場合にはその納税を猶予された贈与税又は相続税が免除されます。

また、「特例措置」以前の雇用8割維持要件が事実上撤廃され、その他のシバリも大幅に緩和されました。



★お気軽にご相談を！

後継者問題や相続税のご心配は中小企業の経営者にとって永遠のテーマです。せっかく大幅に利用しやすくなった「事業承継税制」を活用しない手はありません。

どうぞ、御社を担当する弊社職員にお気軽にご相談ください。



中期経営計画策定セミナー

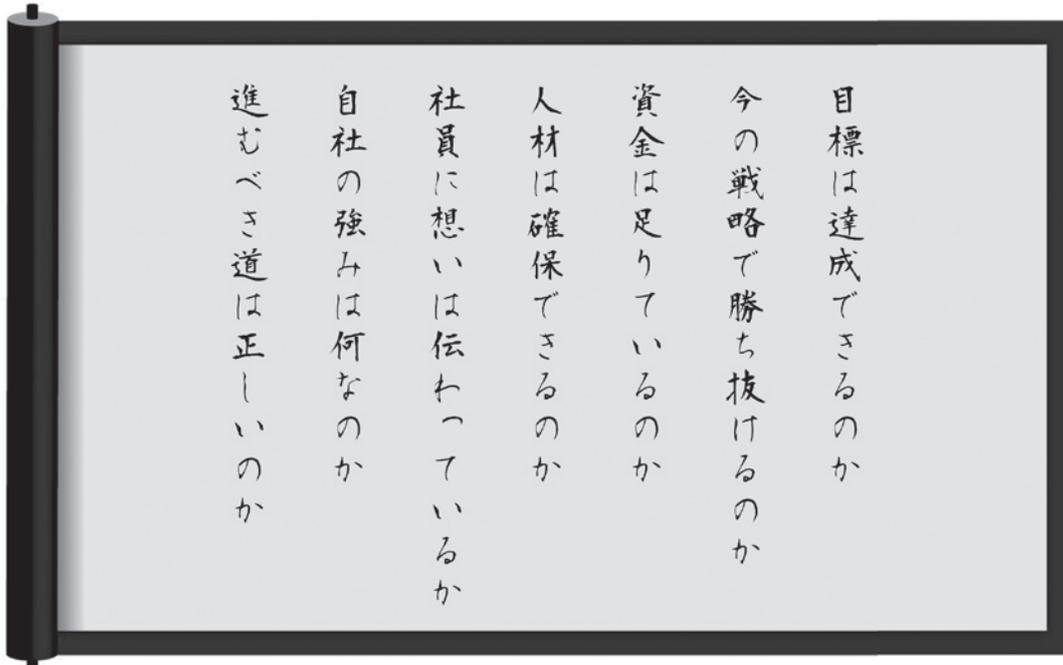


How about "Shogun's Day"?

シヨウグンノヒ 将軍の日

経営者は 将軍 であれ

将軍 には 考 え る べき こと が ある



日常業務から離れて、**未来**を考える一日こそが

『**将軍の日**』である

目まぐるしく変革する現代社会

手には輝く未来の地図を

～来たれ、将軍の日へ～



詳しくは当事務所「MAS (Management Advisory Service) チーム」まで

各事務所からの一言メッセージ

各事務所の近況や新年度の意気込みなどをお届けいたします。スタッフ一同、本年も関与先の皆様の発展に貢献できるよう、より一層業務に取り組んでまいります！

熊谷事務所

本年も変わらぬご愛顧を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

足利事務所

お客様にとっていつも身近で頼りになる事務所を目指しています。何かありましたら是非お気軽にお声かけ下さい。

佐久事務所

親切・丁寧な対応・申告を心掛けていきます。本年もよろしくお願い致します。

さいたま事務所

留守番電話を設置しました。営業時間外は、こちらで対応いたします。ご活用ください！

長野県

栃木県

群馬県

茨城県

昭島事務所

昭島事務所の顧問先様も他事務所の顧問先様も郊外へお越しの際はぜひお立ち寄り下さい!!

新宿事務所

2020年を新たな事に挑戦する年に1マは、いかがでしょうか。いっつも御相談下さい。

埼玉県

東京都

山梨県

神奈川県

千葉県

小金井事務所

お客様が
“ほ”とさきぶりに
おいしいお茶を
準備してお待ちしております。

武蔵野事務所

ビル名が変わりましたが、場所は変わっておりません。ご相談等ございましたらお気軽にお立ち下さい

銀座事務所

昨年12月事務所移転を機に、これを機に所員一同気持ちも新たにサービスの更なる向上をめざします!

事務所だよりコーナー

❖ 銀座事務所移転のお知らせ

銀座事務所は、昨年12月9日に事務所を移転しました。なお、電話・FAXの番号に変更はございません。事務所移転を機に心機一転、お客様の更なる発展のため精進していきたく思います。

銀座にお越しの際は、ぜひお立ち寄りください。



所在地：東京都中央区銀座1-19-14 ホームスト木箱ビル

編集後記

地震、台風と自然災害が多かった昨年。災害発生直前に食料品等を揃えようとして、売り切れの棚の前で肩を落とす…という体験をされた方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

最近「ローリングストック」といって、日持ちする飲食料品、日用品を普段から多めに買い置きし、賞味期限が近付いたものから使用して、使った分を買い足していくという備蓄方法がクローズアップされています。緊急時に慌てない為にも、何がどれだけ必要なのか・どれだけあるのかを確認する日を設けてみてはいかがでしょうか？

本年一年が皆様にとって、穏やかでより良い年となりますように心よりお祈り申し上げます。

《一人当たりの災害時必需品一覧》

飲料水：一人一日3リットルを目安に3日分

食品：ご飯、ビスケット、板チョコ、乾パン、缶詰など、最低3日分

消耗品：トイレトーパー、ティッシュペーパー
火・照明：マッチ、ろうそく、電池、懐中電灯、カセットコンロ

その他：生活用水、衣類など

(参考：首相官邸HP「災害に対するご家庭での備え～これだけは準備しておこう!～」)

❖ セミナー開催

弊社では年に数回、お客様向けのセミナーを開催しております。

昨年は、中野・さいたま・太田にて経営支援セミナー、四ツ谷にて飲食店繁盛セミナーを実施。経営支援セミナーでは消費税改正のほか、講師をお招きして税務調査と経費の取扱いや働き方改革について詳しくご解説いただきました。また、飲食店繁盛セミナーでは、具体的な対策と成功事例を交えながら、予算管理と売上・利益増加の手法をご提案させていただきました。

講師の方をはじめ、ご参加賜りました皆様には、厚く御礼申し上げます。

本年も皆様のニーズにお応えできるセミナーを開催させていただく予定です。ご要望がありましたら、担当スタッフまでお気軽にお申し付けください。皆様のご参加をお待ちしております。



税理士法人 東京さくら会計事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座1-19-14
ホームスト木箱ビル
TEL 03-3561-7501
FAX 03-3567-5677

印 刷 株式会社 税 経